

産業廃棄物を排出する事業者には、不適正処理を防止するためにいくつかの義務があります。

■委託契約書

産業廃棄物を産業廃棄物処理業者に処理委託する場合には、必ず書面で契約書を締結しなくてはなりません。その中に記載しなくてはならないことが、法律に定められています。

* 産業廃棄物処理業者……産業廃棄物は、事業者が自ら処理しなくてはできませんが、それができない場合には、許可をもった業者に処理をお願いすることができます。産業廃棄物の処理ができる許可をもった業者のことを産業廃棄物処理業者とよんでいます。

■産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物を産業廃棄物処理業者に引き渡すときには、マニフェストという伝票を使わなくてはなりません。その中に記載しなくてはならないことも、法律で定められています。複写式の紙マニフェストがよく使用されてきましたが、最近は、コンピュータシステムを使用した電子マニフェストも普及してきています。

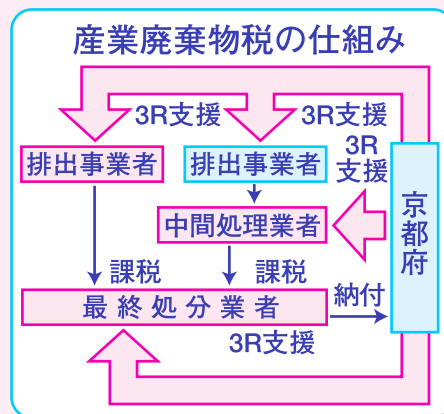
このマニフェストで、事業者は処理を委託した廃棄物の状況を把握、管理することができます。

また、京都府には独自の条例がありますので、紹介します。

◎産業廃棄物の最終処分量を減らすために……。

■京都府産業廃棄物税条例 平成17年4月1日施行

産業廃棄物税は、税という経済的手法により、排出事業者や処理業者が産業廃棄物の排出抑制を行うように誘導するとともに、その税収を財源として、産業廃棄物の減量化やリサイクル技術の研究開発への支援、リサイクル施設整備等への支援、産業廃棄物処理情報の共有化等の事業を行うことで、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進しようとするものです。



◎悪質・巧妙化する不法投棄等の不適正処理を防止するために……。

京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例の概要

- 自社産業廃棄物の保管用地の届出制度、及び保管用地への搬入・搬出時における運搬指示書の携行の義務付け。
- 不法投棄等の疑いのある段階から、知事は、搬入一時停止を命令できる。など (命令違反時に罰則)

京都府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例の概要

- 不正軽油の製造に伴う硫酸ピッチの生成及び保管を禁止。
- 違反者には、知事は生成行為の中止、撤去及び適正な処分等を命令できる。など (命令違反時に罰則)